

別紙 4
(事前公表)

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則(昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号)第 16 条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり公表します。

令和 7 年 4 月 25 日

1 契約の名称及び数量

名称:史跡桜井茶臼山古墳の維持管理(史跡地の除草及び清掃)
※詳細は別添※仕様書のとおり

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者であること

(1)地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する次に掲げるいずれかの者

① シルバー人材センター連合

② シルバー人材センター

③ ①又は②に準ずる者として知事の認定を受けた者

3 契約の相手方の決定方法

(1)上記 2 の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。

(2)最低価格となる額を 2 人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。

(3)予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。

(4)(3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書の提出先及び提出期限

(1)提出先:奈良県 地域創造部 文化財課

(2)提出期限:令和 7 年 5 月 9 日(金) 午後 5 時

(3)その他

① 見積書には上記 2 の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。

② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。

ア 上記 2 に該当しない者が提出した見積書

イ 記名押印を欠く見積書

ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書

エ 価格を加除訂正した見積書

オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約事務を担当する所属

奈良県 地域創造部 文化財課

住所:奈良市登大路町 30 番地

電話:0742-27-9866(ダイヤルイン)

FAX:0742-27-5386

6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ① 決定者の役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。))第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。))であるとき。
 - ② 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」といいます。))に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(⑥に該当する場合を除きます。))において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。))以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。))の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。))の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。))の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

史跡桜井茶臼山古墳 除草・清掃作業仕様書

1. 作業内容

史跡桜井茶臼山古墳の史跡地内の除草・清掃

2. 作業場所

桜井市大字外山地内 史跡桜井茶臼山古墳

3. 委託の期間

令和 7 年 5 月 12 日(予定)～令和 7 年 12 月 28 日

4. 作業回数

①別紙測量図の黄色部:4 回

時期は「5～6 月」「7～8 月」「9 月」「10～11 月」を標準とし、必要に応じ発注者と協議する。

②別紙測量図の赤色部:1 回

時期は「7～9 月」を標準とし、必要に応じ発注者と協議する。

③別紙測量図の橙色:作業の必要なし。

なお、除草後の草は、そのまま置いておき、民家隣接地では民家に配慮した除草を行うこと。
清掃により集めた、県有地内のゴミに関しては、適切に処分すること。樹木が密集する箇所に関し
ては、除草を行わず、清掃のみ実施すること。

5. 作業範囲

①別紙測量図の黄色部:約 11,089 m²

②別紙測量図の赤色部:約 3,900 m²

③別紙測量図の橙色部:約 790 m²(杭とブロック塀にて囲まれた竹密集地の範囲)

6. 完了報告

作業終了時には、作業前及び作業後の写真を添付して完了届を提出する。

【除草箇所図】桜井茶臼山古墳

令和7年度追加
(令和6年度公有化)

